

横浜市立荏田小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月10日策定（令和2年3月30日改定）

I いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめ防止等に向けての基本理念

- ① いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害である。
- ② いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③ 子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ④ 子供は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

II 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

1 委員会の構成員

【校長 副校長 教務主任 教務 児童支援専任 養護教諭】

※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

2 委員会の運営

- 委員会は常設とし、月1回定期的に開催する。（教務会の日程で行う）
- いじめを認知した際は、直ちに委員会を開催する。
- 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

3 委員会の活動内容

① 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

② 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

③ 取り組みの検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実施・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

Ⅲ いじめの未然防止、早期発見・事案対処

1 いじめの未然防止

- 学校教育活動全体において、児童のコミュニケーション能力や「相手の気持ちを受け止める力」、「自分の想いを伝える力」の向上を目指すことで、児童が周囲の人に相談したり、児童自らが主体的にいじめのない学校風土づくりに関わったりできるようにする。
- 横浜子ども会議で話し合われたことを、計画委員会を中心とした児童の主体的な活動につなげていけるよう支援する。
- 年3回の人権週間を位置付け、計画的に「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を行い、人権意識の涵養を図る。また、YPアセスメントを行い、多面的な視点から児童の実態をとらえ、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 互いに認め合う、豊かな人間関係の育成を目指して、授業づくりの研究・実践を行う。
- 「米づくりは 人づくり」というスローガンのもと、生産栽培活動から豊かな心を育成する。
- 児童が主体的に取り組む縦割り活動から、他者を思いやる気持ち等の豊かな心を育成する。

2 いじめの早期発見

- 職員会議で職員向け研修を行うとともに、全教職員で児童の情報を共有し、児童を見守る体制をつくる。
- 5月、10月の定期アンケートに加え、いじめ解決一斉キャンペーン活動として、12月にアンケートを行い、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- 5月と7月、12月に教育相談を実施する。
- 関係機関と連携し、情報モラル教育を行い、児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

3 いじめに対する措置

- いじめの疑いをとらえた教職員は、学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、組織的な対応につなげていく。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。いじめ防止対策委員会を中核とし、組織的な対応を速やかに行う。
- 被害児童を徹底して守り通すことが必要であり、被害児童に対して事情や心情を丁寧に聴取し、継続的なケアを行う。また、保護者に対しても状況に合わせた支援を行う。
- 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。加害児童に対して事情や心情を丁寧に聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに継続的な指導及び支援を行う。また、保護者に対しても同様に支援を行う。
- いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、警察等関係諸機関及び専門機関と連携して対応する。

4 いじめの解消

- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

○ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

5 研修等の実施

関係機関からの外部講師、児童支援専任教諭、人権・道徳教育推進担当者等によるいじめ防止に向けて教職員の資質能力の向上を図るための研修を計画的に行う。

6 学校運営協議会等の活用

学校が抱えるいじめ問題等を共有することで、地域ぐるみで解決できるように努める。

7 取り組みの年間計画

	取組内容
4月	いじめ防止年間計画の作成 荏田っ子スタンダードの確認（児支委・職員全体）
5月	第一回 YP アセスメントによる学級の実態把握（児童指導委）「いじめアンケート」 教育相談
6月	YPアセスメントをもとに児童理解研修 横浜こども会議(校内計画委員会)
7月	教育相談 横浜こども会議(中川西中ブロック)
8月	横浜こども会議(都筑区全体会)
9月	横浜こども会議を受けて、校内でどのように取り組むか（計画委員会→各クラス）
10月	第二回 YP アセスメントによる学級の実態把握（児童指導委）「いじめアンケート」 人権研修会
11月	学家地連標語コンクール(中川西中ブロック)
12月	人権週間の取組「いじめアンケート・面談」（人権委）道徳の授業を通して人権を考える。教育相談
1月	学家地連絵画コンクール(中川西中ブロック)
2月	荏田っ子スタンダードの見直し
3月	いじめ防止年間計画の振り返り
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）かがやけ荏田っ子アンケート(毎月)

IV 重大事態への対処

1 重大事案の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

2 発生の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会及び関係機関に報告する。

V いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。